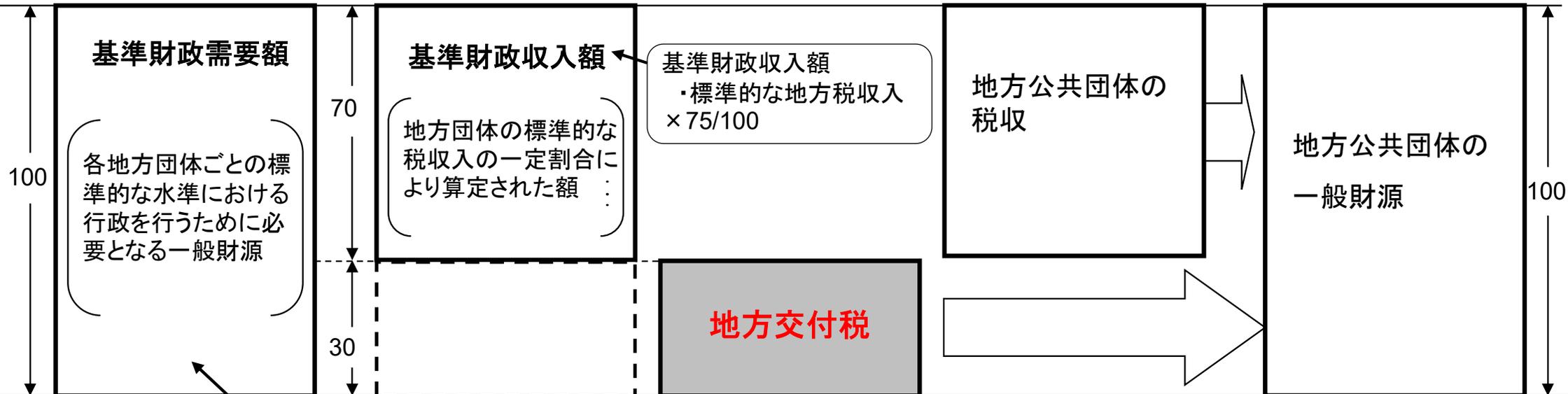


地方交付税による財源措置のイメージ

$$\text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額} = \text{地方交付税}$$

※教材費として算定されている「基準財政需要額」と同額が「地方交付税」として地方に交付されている訳ではない。



基準財政需要額

・単位費用 × 測定単位 × 補正係数

【単位費用】 標準的条件を備えた地方団体が合理的かつ妥当な水準において地方行政を行う場合に要する経費

【測定単位】 各費目ごとの財政需要を表すのに最も適切と考えられる尺度もしくは指標

【補正係数】 自然的・社会的条件の違いを反映させるために乗じる率

教材費に係る財源措置額(令和元年度)

(全国ベース)

令和元年度措置額 約800億円

《積算基礎》

教材費は学級数を測定単位とする。

・小学校: 18学級規模あたり 2,878千円

・中学校: 15学級規模あたり 2,908千円

※上記は計画策定時の単位費用積算による。